

大阪公立大学工業高等専門学校教職員表彰規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 123

最近改正 令和 6. 3. 27 規程 143

(目的)

第1条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第50条、大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員就業規則第39条及び大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第38条の規定に基づき、大阪公立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）の教職員の表彰に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、就業規則第2条第1項に定める教職員、就業規則第3条第3項第1号に定める職務限定職員（以下「職務限定職員」という。）、大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員就業規則第1条に定める無期雇用教職員（以下「無期職務限定職員」という。）及び有期雇用教職員就業規則第2条第1項に定める有期雇用教職員（以下「有期雇用教職員」という。）をいう。

(表彰の種類)

第3条 教職員の表彰は、理事長表彰、校長表彰及び永年勤続表彰とする。

(理事長表彰)

第4条 理事長表彰は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して行う。

- (1) 社会的に広く賞賛を受け、著しく法人の名誉を高揚した教職員及び団体
- (2) 災害等緊急事態に際し篤行をした教職員及び団体
- (3) 職務の遂行にあたって著しく顕著な功績をあげた教職員及び団体
- (4) その他、表彰することが適当であると認められる善行のあった教職員及び団体

(校長表彰)

第5条 校長表彰は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して行う。

- (1) 教育研究上顕著な功績のあった教職員
- (2) 教育研究上有益な発明、考案又は改良をした教職員
- (3) 社会的功績により当大学の名誉、信用を高めた教職員
- (4) 業務運営上特に貢献のあった教職員
- (5) その他、教育研究上推奨すべき業績又は善行のあった教職員

(永年勤続表彰)

第6条 永年勤続表彰は、30年勤続表彰及び20年勤続表彰とし、毎年4月1日現在において、30年勤続表彰にあつては勤続30年以上に達した教職員、20年勤続表彰にあつては

勤続 20 年以上に達した教職員で、次の各号のいずれにも該当することなく、かつ、勤務成績の良好なものに対し、それぞれ 1 回限り行う。

- (1) 過去 5 年間に停職処分を受けた教職員(停職中の教職員を含む。)
- (2) 過去 3 年間に減給処分を受けた教職員
- (3) 過去 2 年間に戒告処分を受けた教職員
- (4) 休職中の教職員(就業規則第 20 条第 1 項第 3 号に規定する事由による場合を除く。)

2 前項の規定は、就業規則第 2 条第 2 項に定める教員、無期雇用教職員、有期雇用教職員、大阪公立大学工業高等専門学校職員の再雇用に関する規程第 2 条第 1 項に定める再雇用職員、大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員の再雇用に関する規程第 2 条第 1 項に定める再雇用職務限定職員及び就業規則第 12 条の規定により教職員となった者には適用しない。

(勤続期間の計算)

第 7 条 前条第 1 項の勤続期間は、表彰の日までに本法人の教職員(就業規則第 2 条第 1 項に定める教職員及び職務限定職員に限る。以下同じ。)として在職した期間とする。

2 次の各号に定める期間は、前項の勤続期間に通算する。

- (1) 大阪府職員及び大阪市職員から引き続き法人の教職員となった者の大阪府職員及び大阪市職員としての在職期間
- (2) 合併前の公立大学法人大阪府立大学(以下「府大法人」という。)又は合併前の公立大学法人大阪市立大学(以下「市大法人」という。)から引き続き本法人の教職員となった者の府大法人教職員(合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則の適用を受ける教職員に限る。)又は市大法人教職員(合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則の適用を受ける教職員に限る。)としての在職期間
- (3) 就業規則第 18 条の規定により転籍出向した教職員の転籍出向期間

(表彰を行う者)

第 8 条 表彰は、理事長表彰及び永年勤続表彰については理事長が、校長表彰については校長が行う。

(表彰の方法)

第 9 条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることがある。

(表彰の時期)

第 10 条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。ただし、必要があるときは、随時これを行うことがある。

(退職又は死亡した者の表彰)

第 11 条 表彰を受けるべき者が表彰前に退職(本法人の要請に応じ大阪府職員及び大阪市職員となるための退職を除く。)をし、又は死亡したときは、在職又は生前の日付にさかのぼってこれを表彰することがある。

2 前項の規定により死亡した者に対して表彰を行う場合においては、表彰状及び副賞は、これをその者の遺族に交付するものとする。

(委任)

第 12 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4. 3. 31 規程 433)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6. 3. 27 規程 143)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。